

群馬東部水道企業団工事検査成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、群馬東部水道企業団建設工事検査規程（平成28年群馬東部水道企業団訓令第2号）第14条の規定による工事成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施し、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事及び工事成績表の作成時期)

第2条 評定は、1件の請負金額が200万円超の建設工事を対象とする。

2 工事成績採点表（別表第1）は、工事担当課において工期終了日までに該当事項を記載し、検査担当課長に提出する。

(評定の方針)

第3条 評定は、正確な資料及び事実を基礎として、現場の条件、特殊事情等を勘案し客観的に行わなければならない。

(評定者)

第4条 評定は、次に定める者をもって評定者とする。

工事完成までの過程については、工事担当課の監督員及び総括職員（監理委託の場合は受託者の意見を求めて評定する。）

2 工事が完成した場合は、検査担当課の検査員

3 指定検査員により検査した場合は、指定検査員

(評定の結果の通知)

第5条 企業長は、検査担当課長から完成検査の報告があったときは、遅滞なく当該工事の請負者に対して、評定の結果を通知しなければならない。

(評定の修正)

第6条 企業長は、前項の評定結果を通知した後、評定を修正すべきと認めるときは、評定を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知しなければならない。

(説明請求等)

第7条 第5条の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に書面により、企業長に対して評定の内容について、説明を求めることができる。

2 企業長は、前項の説明を求められたときは、書面により回答しなければならない。

(評定の内容)

第8条 評定は、次に掲げる項目について行うものとする。

項目	細別
(1) 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者
(2) 施工状況	I 施工管理 II 工程管理 III 安全対策 IV 対外関係
(3) 出来形及び出来ばえ	I 出来形 II 品質 III 出来ばえ
(4) 工事特性	I 施工条件等への対応
(5) 創意工夫	I 創意工夫
(6) 社会性等	I 地域への貢献等
(7) 法令遵守等	

(評点)

第9条 各審査項目の評点は、別表第1に定めるとおりとする。

(採点)

第10条 評定者は、審査項目の基準ごとに、自らの責任において評定を見出し、工事成績表の該当欄に採点し、それを基に細目別採点表(別表第2)により評点合計を算出する。この場合評定者は、関係職員に協議を求めることが出来る。

2 採点にあたっては、監督員確認事項(チェックリスト)を考慮するものとする。また、「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負業者から実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。

(評定)

第11条 工事成績の評定は、前記審査項目により評点されたものの合計をもって別表第3により評定する。

(評定結果の公表等)

第12条 評定結果は、群馬東部水道企業団ホームページにおいて、工事請負業者別に前年度工事成績平均点一覧表により公表するものとする。

2 公表の時期は、毎年度、当該年度に実施した完成検査及び成績評定について結果を取り

まとめ、当該年度終了後、速やかに行うものとする。

3 公表した内容に関する問い合わせには、応じないものとする。

4 評定結果（成績表）の保存期間は、5年とする。

（その他）

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第9条関係) 工事成績採点表 (完成・出来形・完成部分・中間)

案件番号	履行名称		履行場所		履行期間		～									
	請負者		契約金額(最終)		完成年月日		完成検査年月日									
検査項目			監督員			検査員(中間)			検査員(完成)							
項目	細別	a	b	c	d	e	a'	b	c	d	e	a'	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	0														
	II. 配属技術者	0														
2. 施工状況	I. 施工管理	0														
	II. 工程管理	0														
	III. 安全対策	0														
	IV. 対外関係	0														
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	0														
	II. 品質	0														
	III. 出来ばえ	0														
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2															
5. 創施工夫	I. 創施工夫 ※3	0														
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※4															
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		0 点														
評定点 (65点+加減点合計) ※1		① 65.0 点					② 65.0 点					③				
評定点計		65.0 点 (①×0.4+②×0.2+④×0.4)					○中間検査があった場合：(①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2)									
7. 法令遵守等 ※7							- 0.0 点									
評定点合計		【監督員】			65.0 点 (評定点計 - 法令遵守等)			【総括職員】			【検査員(中間)】			【検査員(完成)】		
所見 ※5																

※1 65点 + 1 ~ 3 の評定 (加減点合計) + 4 ~ 6 の評定 (加減点合計) = 評定点
 各評定点 (①~④) は小數第 1 位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、困難な作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員から報告を受けて総括職員が評価するものとする。
 ※3 創施工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
 ※4 4 工事特性、5 創施工夫、6 社会性等は加減点評価のみとする。
 ※5 所見は必ず記載する。
 ※6 各検査項目ごとの採点は、検査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員及び総括職員が行う。
 ※7 法令遵守等の評価は減点評価のみとし、総括職員が行う。

別表第2 (第10条関係)

細目別採点表

考查項目	細 別	① 監督員	② 総括職員	③ 検査員 (中間)	③ 検査員 (中間)	④ 検査員 (完成)	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	×0.4 + 2.9					3.3点
	II. 配置技術者	×0.4 + 2.9					4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	×0.4 + 2.9		×0.4 + 6.5	×0.4 + 6.5	×0.4 + 6.5	13.0点
	II. 工程管理	×0.4 + 2.9	×0.2 + 3.2				8.1点
	III. 安全対策	×0.4 + 2.9	×0.2 + 3.3				8.8点
	IV. 対外関係	×0.4 + 2.9					3.7点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	×0.4 + 2.8		×0.4 + 6.5	×0.4 + 6.5	×0.4 + 6.5	14.9点
	II. 品質	×0.4 + 2.9		×0.4 + 6.5	×0.4 + 6.5	×0.4 + 6.5	17.4点
	III. 出来ばえ			×0.4 + 6.5	×0.4 + 6.5	×0.4 + 6.5	8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		×0.2 + 3.3				7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	×0.4 + 2.9					5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		×0.2 + 3.2				5.2点
7. 法令遵守等			×1.0				
評定点合計							100.0点

※ 中間検査がなかった場合 (①監督員+②総括職員+④検査員) = 細目別評定点

※ 中間検査があった場合 (①監督員+②総括職員+③検査員 (中間) ×0.5 + ④検査員 (完成) ×0.5) = 細目別評定点 (中間検査が2回以上の場合は③を平均する)

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

別表第 3 (第 11 条関係)

評 定 基 準

工事成績は、評点の合計に応じ、下記のとおり評定する。

評 定 点	評 定	内 容
80 点 以上	A	他の模範となる優秀な工 事
75 点 以上 80 点 未 満	B	施工が適切で良好な工事
65 点 以上 75 点 未 満	C	標 準 的 な 工 事
60 点 以上 65 点 未 満	D	改 善 を 要 す べ き 工 事
60 点 未 満	E	施工状況が不良な工事